

業務委託仕様書

1 業務名

わたSHIGA輝く国スポ「第79回国民スポーツ大会 ローイング競技会」審判艇賃貸借

2 業務目的

わたSHIGA輝く国スポ「第79回国民スポーツ大会 ローイング競技会」を開催するにあたり、大会運営に必要な審判艇を配置し、併せて大会期間中の保守管理を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年10月31日(金)までとする。

4 業務場所

施設名 関西みらいローイングセンター（滋賀県立琵琶湖漕艇場）、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が指定する場所
所在地 大津市玉野浦6番1号ほか

5 審判艇の借用数、規格、構造等

借用艇数

審判艇（カタマラン艇）3艇

審判艇の規格、構造等

- カタマラン艇（双胴船）とし、乗船定員は4名とする。
- 船外機は15馬力以上、4サイクルエンジンとし、セルスタート方式とすること。
- 審判艇としてレース中の競漕艇に支障のない性能（旋回性・引き波が少ない・安全性）を備えた艇であること。
- 日本小型船舶検査機構の検査に合格し、登録された船舶であること。
- 配置する審判艇は事前に点検を受け、厳密な管理のもとに置かれた艇とし、故障等により使用不能となった際は、直ちに修理もしくは代替艇を手配する等必要な措置を講じ、大会運営に支障が出ないようにすること。
- 審判艇の運用に必要な燃料（ガソリン）は市実行委員会において手配する。
- 水上で給油を行わないようにするため、1艇につき予備タンクを1個用意すること。
- 審判艇毎に法定備品（救命胴衣、救命浮環、信号紅炎、赤バケツ等）を必ず備えておくこと。
その他、航行に必要な備品（ボートフック、タモ網、オール、フェンダー、係船ロープ等）を積載すること。
- 審判艇両側面に乗員落水防止用のロープ（またはこれに類するもの）を配置し、乗降時には簡単に外せるような加工を施すこと。
- 船橋（ブリッジ）上部に透明の風防（バイザー）を設置し、視認性を確保しつつ、波しぶきが船橋（ブリッジ）内に侵入しにくい構造とすること。

- 船橋（ブリッジ）の正面、座席下の両側面及び後面のそれぞれに審判艇であることを表す記号番号（M1、M2、M3）を表示すること。

6 競技日程

(1) 競技会場

種目名	日程	競技会場
ローイング競技会	令和7年10月4日（土）から 令和7年10月7日（火）まで	関西みらいローイングセンター （滋賀県立琵琶湖漕艇場）

7 使用、保守管理期間

競技会場

関西みらいローイングセンター（滋賀県立琵琶湖漕艇場） （大津市玉野浦6番1号ほか）	
使用期間	令和7年10月1日（水）から10月7日（火）まで
保守・管理	配置完了後から令和7年10月7日（火）の競技会終了まで

※配置に係る詳細なスケジュールについては、別途委託者と協議すること。

8 留意事項

- (1) 納入時期及び場所については、事前に委託者と協議し指示を受けること。
- (2) 輸送については、公式練習日前日までに委託者が指定する場所で納入するものとする。また、撤去については、競技終了後に速やかに行うこと。
- (3) 契約にあたっては、輸送、納入、保守管理及び撤去全てを受託者が行うこと。
- (4) 賃貸借期間中の事故等により、審判艇に損傷等が発生した場合は、委託者の故意または重大な過失を除き、受託者の保守管理により対応することとする。
- (5) 前項の規定にかかわらず、通常避けることのできない事由及び天災等により生じた損害については、双方協議の上、定めるものとする。

9 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

(1) 業務場所の管理

労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。

(2) 交通法規の遵守

ア 構内に駐車出来ないときは、受託者の責任において適切な駐車場を確保すること。

イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・行人の安全対策等を講じること。

(3) 保護対策

ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。

イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。

(4) 緊急対策

審判艇の損傷やエンジントラブルなど、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を整えるとともに、緊急時には委託者の指示により直ちに対応すること。

(5) 臨機の措置

受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(6) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、委託者はいかなる責任も負わないものとする。また、配置された審判艇の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、委託者の責めに帰すべき理由の場合のほか、委託者は責任を負わないものとする。

(7) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

10 中止等の場合の支払い

荒天その他の理由により、競技会の全期間又は一部期間が中止になった場合、本業務の経費については、実際に生じた支払額に応じ、委託者と別途協議の上、変更契約の対象とする。

11 法令、条例等の遵守

受託者は、本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。

12 提出書類、成果品等

受託者は、次の書類等を委託者に提出しなければならない。

(1) 契約締結後

- ア 契約金額内訳明細書
- イ 業務着手届
- ウ 業務工程表
- エ 業務履行体系図（組織図）及び緊急電話連絡体制図
- オ その他委託者が指示するもの

(2) 業務終了後

- ア 業務完了報告書
- イ 現場撮影写真電子データ（納入の様子、配置完了後、撤去後）
- ウ その他委託者が指示するもの

1 3 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、委託者と協議の上、受託者の責任において、誠実に履行すること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

1 4 その他

(1) 受託者は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品、その他関係書類は、全て委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の許可なく他にこれを使用してはならない。また、成果品の引渡前であっても、業務上必要な範囲において報告された計画書等を使用する場合がある。

(3) 本契約の履行に当たって、委託者が貸与するデータ等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報はすべて委託者の保有する個人情報とする。

受託者は、委託者の保有する個人情報について天津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うこと。

(4) 受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者及び受託者が、誠意をもって協議し処理するものとする。